

一般財団法人永松奨学会貸与規程

第1章 総則

この規程は、一般財団法人永松奨学会定款第3条、4条の規定に基づき定める。

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となるものは、九州歯科大学及び大学院に在学し、学業優秀、品行方正身体健強でありながら経済的理由により修学が困難と認められる者でなければならない。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は、次に掲げる。

- (1) 大学奨学生
- (2) 大学院奨学生

(奨学金の貸与期間及び金額)

第3条 奨学金を貸与する期間は、正規の最短修業年限を原則とする。

- 2 前項の期間中に貸与する奨学金の額は、次のとおりとする。
月額 30,000 円又は月額 50,000 円とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第4条 奨学生希望者は、連帯保証人及び保証人と連署した本会あての奨学生願書に、学長の推薦書及び在学証明書を添えて本会に提出するものとする。

- 2 連帯保証人及び保証人は、本人が未成年の場合はその親権者または後見人、成年の場合は父母兄弟またはこれに代わる者でなければならない。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、理事会の選考を経て理事長が決定する。

- 2 奨学生の採用を決定したときは、学長に報告し、本人に通知する。
- 3 前項の通知を受けた者は、所定の確約書を本会に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は、毎月一定日に交付する。

- 2 奨学金の交付を受けた学生は、奨学金受領書を提出しなければならない。
- 3 奨学金交付の詳細については、別に定める。

(学業成績及び生活状況の報告)

第7条 奨学生は、毎年度末、学業成績表及び生活状況報告書を理事長宛に提出しなければならない。

(異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、連帯保証人及び保証人と連署のうえ直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 連帯保証人又は保証人を変更したとき
- (4) 本人、連帯保証人又は保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止及び停止)

第9条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

- 2 奨学生が学業または操行などの状況により指導上必要があると認めるとき、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第10条 前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで学長を経て願い出たときは、理事会の議を経て奨学金の交付を復活することができる。

(奨学金の廃止)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学長の意見を徴し奨学金の交付を廃止する。

- (1) 重い疾病などのために成業見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または操行が不良になったとき
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) 退学または学籍を失ったとき
- (6) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、いつでも学長を経て奨学金の辞退を届け出ることができる。

(奨学金借用証書の提出)

第13条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、奨学金借用証書（2部）を作成し、連帯保証人及び保証人と連署のうえ、直ちに提出しなければならない。

- (1) 卒業もしくは修了し、または奨学金貸与期間が満了したとき
- (2) 第11条の規定により奨学金の交付を廃止されたとき
- (3) 奨学金を辞退したとき

(奨学金の利息)

第14条 奨学金の貸与は、無利息とする

第3章 奨学金の返還及び返還猶予

(奨学金の返還)

第15条 奨学生が第13条各号のいずれかに該当するときは、貸与の終了した月の翌月から10年以内に貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

- 2 前項の奨学金の返還は月賦またはその他の割賦の方法によらなければならない。ただし、奨学生であった者の都合により、いつでも繰り上げ返還することができる。
- 3 次の各号の一に該当することが判明した場合は、直ちに全額返還を命ずる。
 - (1) 奨学金を貸与の目的以外に使用していたとき
 - (2) 偽りの申請その他の不正の手段によって貸与を受けていたとき
 - (3) 返還金の支払いを怠ったとき

(奨学金の返還猶予)

第16条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予するものとする。

- (1) 災害により損害をこうむったため返還が困難となったとき
 - (2) 傷病により返還が困難となったとき
 - (3) その他、真にやむを得ない事由によって返還が困難となったとき
- 2 各号のいずれかに該当するときは、1年以内とし、さらに事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、第3号に該当するときは、通じて5年を限度とする。

(返還猶予の願出)

第17条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を証明することのできる書類を添付し連帯保証人及び保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第18条 奨学金返還猶予の願出があったときは、理事会において審査決定し、その結果を本人に通知する。

(返還金の延滞)

第19条 奨学生であった者が割賦金の返還を6か月以上延滞したときは、遅延損害金を徴収するものとする。遅延損害金の額は、その延滞している割賦金の額に、延滞した期間が6か月を超えるごとに6か月について100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

- 2 返還金の延滞が発生した場合は、本人、連帯保証人及び保証人に対して、文書で督促を行う。
- 3 割賦金の返還を著しく延滞したときは、法的措置をとる。

(奨学生であった者の届出)

第20条 奨学生が第13条の各号のいずれかに該当するときは、1か月以内にその住所及び職業を届け出なければならない。

- 2 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。
- 3 奨学生であった者は、その連帯保証人又は保証人を変更したとき、またはそれらの氏名、住所、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

第21条 奨学生が死亡したときは、相続人、連帯保証人又は保証人は、死亡診断書を添えて死亡届けを学長を経て直ちに本会に提出しなければならない。

- 2 奨学生であった者が奨学金返済完了前に死亡したときは、相続人、連帯保証人又は保証人は、死亡診断書又は戸籍抄本を添えて、死亡届けを直ちに本会に提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第22条 奨学生または奨学生であった者が死亡、心身の障害及び疾病のため精神もしくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失し、その奨学金の返還未済額の全部または一部について返還不能となったとき、その他特に必要があると認めるときは、その全部または一部の返還を免除することができる。

(返還免除の願出)

第23条 奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人または相続人は、連帯保証人及び保証人と連署のうえ、次の各号の書類を添付し奨学金返還免除願を提出しなければならない。

- (1) 死亡によるときは死亡診断書又は戸籍抄本、心身の障害及び疾病によるときはその事実及び程度を証する診断書
- (2) 返還不能の事実を証する書類

(返還免除の決定)

第24条 奨学金返還免除の願出があったときは、理事会において審査決定し、その結果を本人または相続人、並びに連帯保証人及び保証人に通知する。

第5章 学生の指導

(奨学生の指導)

第25条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第6章 補則

(実施細目)

第26条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附則

1. この規程は、昭和45年6月9日から実施する。
昭和50年4月1日 一部改正
昭和53年1月10日 一部改正

平成 3 年 12 月 11 日 一部改正
平成 10 年 6 月 14 日 一部改正
平成 15 年 6 月 28 日 一部改正
平成 24 年 3 月 13 日 一部改正
平成 26 年 3 月 10 日 一部改正
平成 30 年 3 月 23 日 一部改正